

青葉区防災計画

震災対策編

AOBA 2022



横浜市青葉区 令和4年8月

第3章 青葉区の被害想定

第1節 想定地震

地震名	解説
元禄型関東地震	相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード8.1の地震です。 相模トラフ沿いを震源とする関東地震は、これまで1923年に横浜市で甚大な被害をもたらした大正型関東地震(南関東地震)の再来が懸念されていました。しかし、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、発生確率は低いものの、大正型関東地震(南関東地震)よりも市内の震度が大きく、津波の影響も考えられる地震です。
東京湾北部地震	マグニチュード7.3の首都直下地震です。 首都直下地震は首都圏のどこで発生してもおかしくないと言われています。東京湾北部地震は、本市に大きな影響を与える首都直下地震の一つであり、中央防災会議でもこの地震を首都直下地震大綱(平成17年9月)の基軸としています。この地震は、横浜市のみならず、首都圏での影響が極めて大きいと考えられていることから、今後、広域で連携した対策を検討していく際に重要である地震です。
南海トラフ巨大地震	東海地震を包括したマグニチュード9クラスの地震です。 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(平成23年8月～)においては、東日本大震災を踏まえ、想定外をなくす考えから、津波を伴い最大限の被害を及ぼす想定地震として、東海地震を包括した南海トラフ巨大地震が検討されています。 横浜市においても揺れは大きくないものの、長周期地震動、液状化、津波などの被害が考えられ、従来想定していた東海地震を包括した最大級の地震です。

【参考】慶長型地震(津波被害想定)

揺れの影響は大きくないものの、東京湾内への大きな津波の影響をもたらす想定地震です。

発生確率はきわめて低いですが、最大クラスの津波被害を引き起こす想定地震であることから、横浜市として津波被害の検討対象とされています。

なお、青葉区には本想定においても、津波の被害は見込まれていません。

第2節 青葉区と横浜市の被害想定

【想定シナリオは冬の平日18時、帰宅困難者は平日12時】

		元禄型関東地震	東京湾北部地震	南海トラフ巨大地震
青 葉 区	震 度	震度5強～6弱 (一部5弱エリアあり)	震度5弱～6弱	震度5弱～5強
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	1,141	572	27
	火災による焼失棟数(棟)	36	17	0
	建物の倒壊による死者(人)	5	1	0
	建物の倒壊による負傷者(人)	147	78	5
	避難者:1日後(人)	7,834	9,963	3,766
	上水道の断水世帯数(1日後)	7,331	10,337	4,128
	下水道の流下機能支障世帯数(1日後)	2,140	1,788	1,080
	電力の停電世帯数(1日後)	4,310	1,954	0
	電話の不通世帯数(1日後)	604	274	0
	都市ガスの供給停止件数(直後)	0	0	0
横 浜 市	震 度	震度5強～7 (市内広い範囲で震度 6強以上の揺れ)	震度4～6強	震度5弱～6弱
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	148,000	33,900	21,800
	火災による焼失棟数(棟)	77,700	13,000	5
	建物の倒壊による死者(人)	3,260	460	79
	建物の倒壊による負傷者(人)	21,700	4,800	347
	避難者:1日後(人)	577,000	234,000	100,000
	上水道の断水世帯数(1日後)	400,000	230,000	93,000
	下水道の流下機能支障世帯数(1日後)	73,000	34,000	20,000
	電力の停電世帯数(1日後)	270,000	62,000	91
	電話の不通世帯数(1日後)	54,000	13,100	13
	都市ガスの供給停止件数(直後)	1,200,000	240,000	0

青葉区の元禄型関東地震の揺れは、震度5強～6弱(一部エリアでは5弱)となります。建物被害や人的被害も発生しますので、本計画の「よこはま地震防災市民憲章 行動指針」の取組をお願いします。

また、避難者や断水世帯数に関しては、元禄型関東地震よりも東京湾北部地震の方が、青葉区は増える想定です。どの地震想定に対しても油断しないようにしてください。

第2節 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組【横浜市防災計画より抜粋】

	発災前	救助・救命期(発災～3日)	応急復旧期(4日～10日)、 復旧期(11日目以降)
自助	建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人）	身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅の被災生活 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難）	自宅の補修、建て替え 疎開
共助	災害危険箇所・避難所等の確認 いっとき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り ・防災訓練の実施 ・町の防災組織による住民への普及啓発 →地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食糧・物資の協定（事業所と地域間等） 災害教訓の伝承 町の防災組織による活動計画の作成 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食糧・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備	住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 災害関連情報の収集 町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 ボランティア活動への協力 協定による食糧・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制	要援護者の被災生活の支援 在宅被災者に対する個別的な支援活動 コミュニティの充実
公助	ハードの整備 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 ・防潮堤、護岸の整備、 ・海拔標示 ・津波警報伝達システムの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 制度・仕組みづくり 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 ・津波からの避難に関するガイドラインの策定 ・津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童生徒の留め置き計画 知識の普及、人材の育成(自助・共助の取組を支援) 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 ・町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 災害教訓の伝承の取組への支援 地区防災計画の作成支援	市・区災害対策本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 ・災害拠点病院その他医療機関での負傷者受け入れ ・医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療等 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者一時滞在施設への避難誘導 学校児童生徒の留め置き 臨時休校措置	遺体の取扱い・火葬 被災者の生活援護 ・生活相談、・職業のあっせん ・各種支援金、・見舞金の給付 ・被害認定調査の実施、り災証明の発行 ・公共料金の減免・融資 等 被災者の心と身体 の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 震災復興本部の設置 ・震災復興の基本的方向策定 ・震災復興基本計画策定 ・震災復興基本計画実施編の策定 ・震災復興基本計画の進行管理 地域経済の復興支援

太枠：人命にかかわる対応

第2章 避難場所等の役割

第1節 指定避難所・指定緊急避難場所(地域防災拠点)

1 指定避難所

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、本市では、身近な小中学校等を地域防災拠点に指定していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所として運用します。

【指定避難所の一覧は、資料編6-1を参照】

(1) 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難場所として、区民に身近な41箇所の市立小中学校を指定しています。

また、地域防災拠点は、避難場所としてだけでなく、情報の受伝達基地、防災資機材等物資の備蓄基地としての機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区域を指定していますが、実際に災害が発生したときには、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることになります。

(2) 情報受伝達手段

一般固定電話による通信が困難な場合における、被害情報や避難情報など各種情報の受伝達手段として、防災行政用無線及びアマチュア無線機用アンテナを各地域防災拠点に配置しています。



防災行政用無線

(3) 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

(4) 地域防災拠点運営委員会の設置・運営

地域住民の相互協力による防災活動の促進、安全かつ秩序ある避難生活の維持等を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会を設置しています。

地域防災拠点は被災住民が一定期間生活し、物資の集配や情報収集の拠点になります。

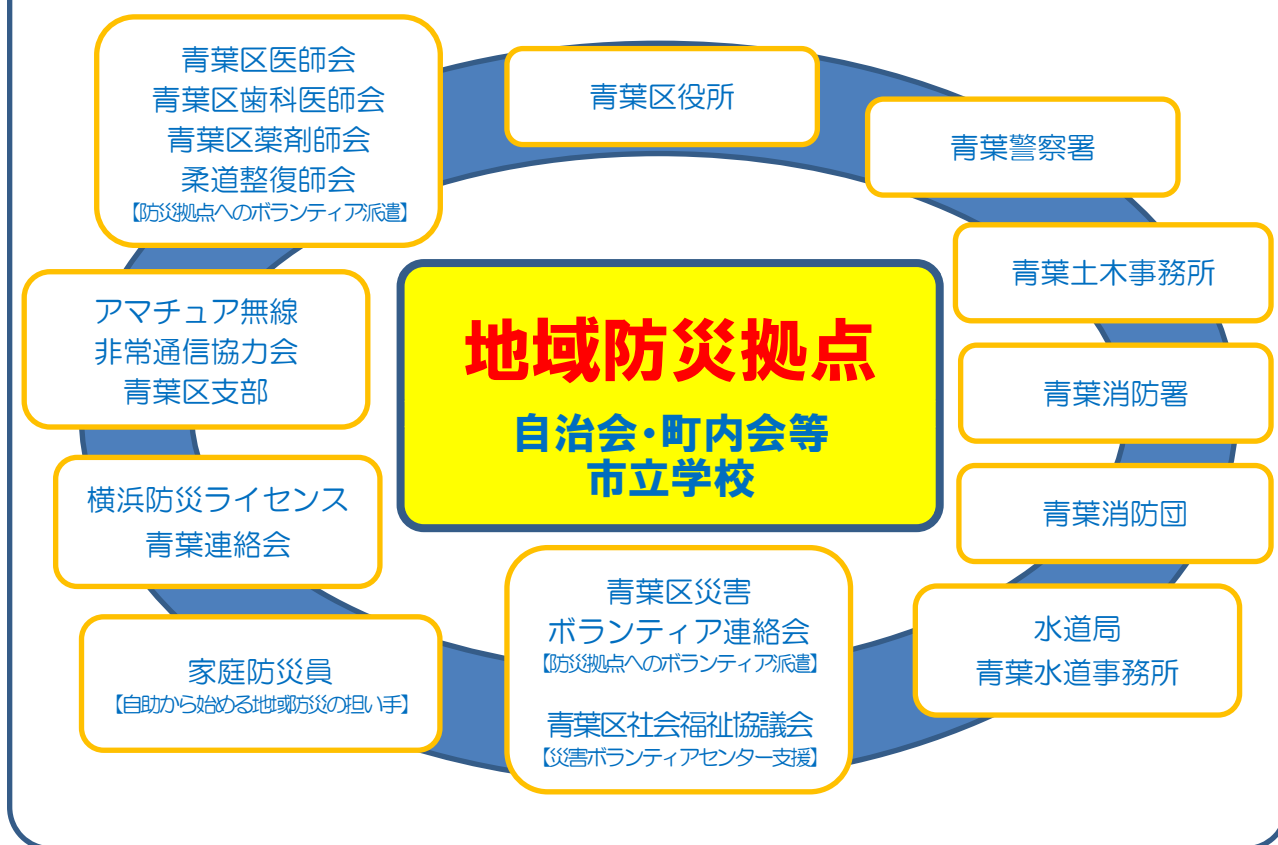
この運営は、自治会・町内会を中心とした地域防災拠点運営委員会の住民が中心となって実施しますが、震災発生時の混乱と動揺の中で、地域防災拠点を円滑に運営できるように、地域防災拠点運営マニュアルを作成し、日ごろから地域防災拠点運営の研修や防災資機材の取扱訓練等を行い、地域防災力の向上に努めます。

また地域防災拠点での訓練等には、横浜防災ライセンス青葉連絡会及び横浜市アマチュア無線非常通信協力会青葉区支部など地域の方の技術や知識を活用しています。

2 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所として、指定避難所である地域防災拠点の避難場所機能(立ち退き避難する場所としての可否)を明確にすることを目的とし、地域防災拠点に指定している学校を指定緊急避難場所に指定することとします。

地域防災拠点を中心としたネットワーク



第2節 区民一人ひとりの備え

災害による被害をできるだけ小さくするための取組である減災行動の一環として、区民は日頃から次の備えを行うこととします。

- 1 日ごろから出火防止措置の推進に努めることとします。
- 2 消火器などの消火用具を準備します。
- 3 建物の耐震化や不燃化に努めることとします。
- 4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じます。
- 5 危険なブロック塀などの改善に努めることとします。
- 6 最低でも3日分、できれば1週間程度の食料や飲料水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品を準備しておきます。
- 7 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合います。
- 8 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備します。
- 9 防災知識を高めるとともに、地域防災拠点や自治会・町内会等が主催する防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高めます。